札幌市立平岸高台小学校・平岸中学校のぞみ分校 いじめ防止基本方針

令和７年４月

いじめは、子どもの健全な成長を阻害する要因となるだけでなく、時として長期化・深刻化し、被害を受けた子どもが心身ともに傷つき、誰にも相談できずに絶望感や無力感から自殺まで考えざるを得ない状況に追い込まれてしまうこともあることから、学校を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめが起こりにくい学級・学校の風土をつくり、魅力ある学校づくりを進めていきます。

Ⅰ いじめについて

（１）いじめの定義

いじめとは、法令上「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」となっています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

本校では、法の定義及び国の基本方針に基づいて、児童生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめとしてとらえ、学校の内外を問わず、その解決へ向けて取り組むものとします。

（２）いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という前提に立ち、いじめを次のような行為として共通理解を図ります。

◇いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
◇いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
◇「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を繰り返す。
◇いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
◇いじめは、その行為により犯罪行為として取り扱われるものもある。
◆いじめられている子どもの立場に立ち、必ず守る。

（３）いじめ対策へ向けた学校の理念と教職員の責任について

◇学校は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるように、教育活動全般を通じていじめ防止に取り組む。
◇学校は、いじめを発生させないように、互いに認め合う「居場所つくり」と心の通う「絆つくり」に繋がる指導に重点を置く。
◇教職員は、施設職員等との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。
◇教師による冷やかしやからかいが、いじめの発端になることもある。また、教師の普段からの威圧的言動が、いじめを増長させるケースもあるので注意する。

Ⅱ　いじめ防止に関する取り組み

いじめ問題に取り組むにあたっては、「未然防止」と「早期発見」が重要です。学校がいじめを認知した場合は「早期対応」・「早期解決」に向けて取り組み、入所施設や関係機関との連携を図ります。

（１）いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づいた様々な活動（教科・特別活動・道徳・総合的な学習の時間）を展開しています。トラブルが起きることを含めて「集団」というものを受け入れ、トラブルを回避する方法を覚え、集団内の他者から「認められる喜び」に気付き、最終的には自ら進んで他者や集団に「貢献」することが「誇り」になるような集団活動を、以下のように進めています。

◇道徳観や規範意識の教育を通じて、「いのちの大切さ」「他者を思いやる心」を育てる。
◇学校生活をよりよいものにするために、自分のこととして考え進んで行動できる集団を育てる。
【例】　・小中学生がともに協力し参加できる小中合同レクの企画・運営
　　・いじめを許さないことを確認する児童生徒による「いじめゼロ宣言」の掲示物作成
◇児童生徒が役割をもち活躍できる場面をつくり出し、他者との関わり合いの中で「居場所づくり」「絆づくり」を進めていく。（宿泊的行事・校外学習、運動会、文化祭等）
◇児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動や関わり合いのある授業や特別活動、総合的な学習の工夫に努める（話し合い活動を生かした授業、職場体験学習等）
◇常に危機感をもち、取組を定期的に検証する。（学校評価 PDCA の活用）
◇地域や関係機関と密に情報交換を行い、連携を深める。（地域の声を生かす取組）

（２）いじめの早期発見と情報共有

いじめは大人の目に届きにくいところで発生していることから、学校と施設職員が協力して早期発見に取り組みます。また、学校は組織的な対応により情報共有と情報伝達に努めます。

◇いじめの要因となる状況や児童生徒の意識を調査し、いじめの予防や早期発見に生かす。
◇いじめを早期発見するために、児童生徒に対して定期的ないじめアンケートを実施する。
◇教育相談や懇談時に学級担任による聞き取り調査を実施する。
◇子どもの表情や些細な変化に気付き、いじめによるものか意識しつつ、学年・学校体制で情報を共有する。

（３）いじめへの早期対応・早期解決

事実確認に基づき、早期に、関係する子どもや施設職員が納得できる解決を目指します。

◇いじめられている子どもの立場に立って詳しい事実確認を行う。
◇いじめられた子どもを最後まで守りきり、また知らせてくれた子どもの安全を確保する。
◇暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に迅速に対処する。
◇ネットを通じて行われるいじめに関しては、情報が広範囲に広がるため、より迅速な対応を心がける。
◇いじめを行った子どもに対しては、許される行為でないことを毅然と指導する。要因を探り、その子どもにいじめを繰り返さないよう指導と支援を継続していく。
◇いじめが解消しても関係の施設職員と継続的な連絡をとる。
◇学校での悩みの解決を図る上でも、施設内のセラピストや院内のドクターの協力を求める。

Ⅲ　いじめ対策委員会

いじめの発見から解決まで、学校は、校内だけでなく、地域や関係機関と組織的な情報共有・情報伝達を行いながら、滞りなく対応します。いじめ対策委員会には、全教職員が関わります。

【校内体制】

校務運営委員会～情報の一元管理
責任者：校長
教頭～学校対応の調整
主幹教諭
生徒指導主事～情報管理・対策
教務主任～報告・連絡・調整
学部代表～児童生徒の活動計画
養護教諭

※必要に応じて
当該学年教諭・スクールカウンセラー
道徳推進教諭～道徳教育推進計画

【地域との連携】
ここらぽ職員
さぽこ職員
ちくたく担当医師
学校評議員
児童生徒相談所担当 CW
豊平区少年育成指導室
SSW
その他

【関係機関】
教育委員会
児童相談所
医療機関
所轄警察署
スクールロイヤー

Ⅳ　いじめ対策年間計画

1学期	◇年度当初「いじめ対策委員会」← のぞみ分校いじめ防止基本方針の策定・修正 毎月１回定例会：校務運営委員会時に開催。会議録を作成し、学校長の決裁を得る。 ◇生徒指導研修会 ・いじめ防止対策の基本方針理解 ◇定期教育相談（毎月） ・悩みやいじめに関する調査 ◇児童生徒に関する情報共有（毎週）
2学期	◇定期教育相談（毎月） ・悩みやいじめに関する調査 ◇児童生徒に関する情報共有（毎週） ◇悩みやいじめに関するアンケート調査（市教委・無記名） ◇学校評価～いじめ防止対策の自己評価
3学期	◇定期教育相談（毎月） ・悩みやいじめに関する調査 ◇児童生徒に関する情報共有（毎週） ◇年度末「いじめ対策委員会」← のぞみ分校いじめ防止基本方針の検証

いじめ対策委員会（毎月）～定期報告・連絡
臨時いじめ対策委員会（必要時・速やかに）
人権教育・道徳教育の計画と推進
特別活動・児童会生徒会活動・学級活動の充実

◇学校以外の相談窓口について

札幌市教育センター教育相談室	６７１－３２１０
札幌市子どもアシストセンター相談専用電話	２１１－３７８３
いじめ電話相談（札幌市教育委員会）	０１２０－１２７－８３０
豊平区地域振興課少年育成指導室	８２２－２４２７
少年１１０番（道警本部）	０１２０－６７７－１１０
子ども安心ホットライン（札幌児童相談所）	６２２－００１０

Ⅴ　いじめの疑いを把握した場合の対処及び、いじめが起こった場合の対応マニュアル

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第 23 条 1 項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、いじめ対策委員会により次の１～６の対処を速やかに行います。

いじめの防止のための基本的な方針フロー

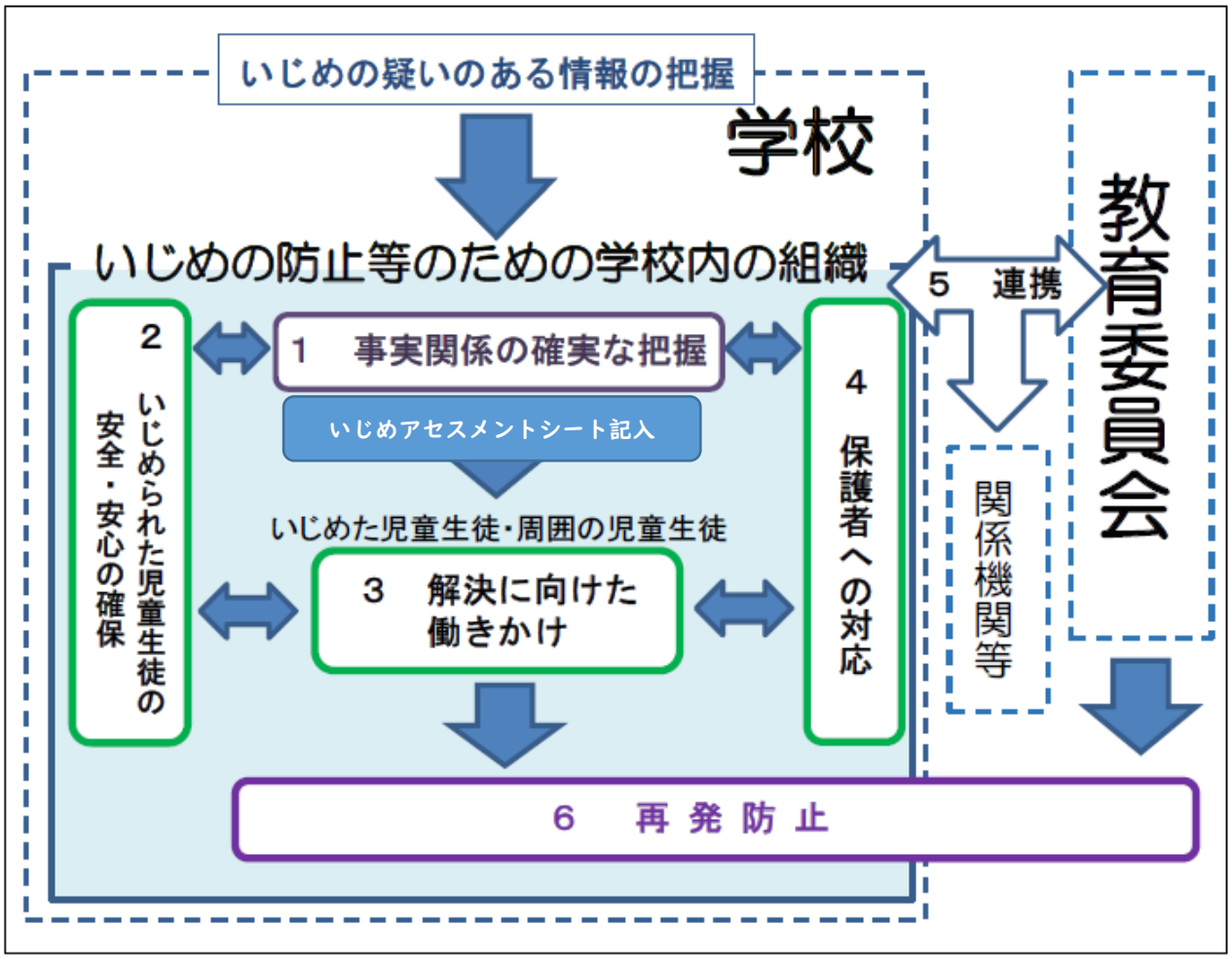

（１）事実関係の確実な把握

○ 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
○ 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
○ 集約した情報は５Ｗ１Ｈを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
○ 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
○ 起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

（２）初期対応

すぐにやめさせることが最優先です。児童生徒や施設職員、地域からいじめに関する相談があった際は「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、「いじめ対策委員会」に報告し、必ず情報を組織的に共有して対応します。相談内容について丁寧に話を聞き、迅速に事実関係を把握します。

①被害児童生徒からの丁寧な聞き取りと心のケア

●「～であなたに起きたことについて教えてほしい」（いつ、どこで、だれから、なぜ、どのように、どんなことを）

＊いじめアセスメントシート進捗管理用に記録

＊【いじめアセスメントシート記録】児童生徒個人票への記録

＊アセスメントシートは、いじめを発見した、相談を受けた教諭が記録を残し、その後、対応を行った教諭が内容を付け加えていく。

・被害児童生徒の心情を理解し、「守っていく」「これからも相談に乗る」ことを繰り返し伝える

・外部の専門機関等との連携を探る

②被害児童生徒の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導

・情報集約から実態解明へ

・学級での実態など、背景や要因を探り、教育的な配慮のある再発防止への理解に努める

③被害児童生徒の施設職員への説明および意向の確認

④被害児童生徒の施設職員の意向を生かした加害児童生徒の施設職員への説明及び指導の依頼

（３）組織対応

担任が抱え込んでしまい、解決への動きが停滞することのないよう、教員間の情報交換を密にすることが必要です。教員は、普段から児童生徒の近くで見守りながら、気がかりな言動は定期的にいじめ対策委員会に報告する体制をつくっています。「重大事態」に関わる場合は、いじめ対策委員会が中心となり対応します。また、必要に応じて、警察に躊躇なく連絡・相談します。

◇いじめ対策委員会のすみやかな開催～事実把握と指導方針の検討

◇いじめ対策委員会の役割分担（情報集約、記録、施設職員対応）を明確にする

◇二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する

◇いじめの解消の目安である３か月に至るまでの間、教職員による見守りの実施。

◇被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認。

◇加害児童生徒の保護者に対しては学校における様子を共有。相互に連携して指導と見守り。

（４）ネット関係のいじめ

分からない中で進行する場合が多いため、施設職員の監督による未然防止の取組が重要です。

施設職員からの情報提供や札幌市ネットパトロール等の情報をもとに、ネット上の不適切な書き込みが見付かった場合は、学校は児童生徒に削除することを指導するとともに、家庭に削除の依頼をします。場合により、警察へ相談し削除の依頼を行います。

（５）いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

○ いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、担当セラピストと十分に相談しながら心のケアに努めます。

（６）いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ

① いじめた児童生徒への指導・対応

○ いじめたという事実に留まらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。

○ いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。

○ いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

② 周りの児童生徒への指導

○ いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。

○ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。

（７）保護者への対応

○ いじめられた児童生徒の保護者（施設職員：担当者または係長）には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。

○ いじめた児童生徒の保護者（施設職員：担当者または係長）には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。

○ いじめの内容によっては関係者会（施設担当者、施設係長、生活指導係、該当担任、学部代表、必要に応じて施設課長、教頭）を開き、該当施設職員への周知を行う。

（８）いじめの解消の判断

いじめ解消の判断は、事案対処後３か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ対策委員会で行います。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも３か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等考慮し、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめ防止等のための基本的な方針 P30～31】

複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、いじめ対策委員会において集約と共有を図ります。また、いじめ対策委員会の対象となった児童生徒のアンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめる（アセスメントシート）などして、経年的に把握できるようにします。

Ⅵ　いじめ対策委員会の取組の評価

学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、いじめの早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、いじめ等に関する校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付けて評価を行います。

Ⅶ　個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ

（１）いじめに関する個別の対応状況に関する記録

児童生徒の進級・進学や転学に当たって、いじめアセスメントシートを次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげます。

（２）悩みやいじめに関するアンケート調査用紙

児童生徒の進級・進学や転学に当たって、用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（３年間）保管します。

Ⅷ　緊急時の対応について

（１）緊急性が高い、あるいは重大事態につながることが懸念される事案

速やかにいじめ対策委員会を開催し、委員会の判断により教育相談係がまとめた概要をもとに、教頭を通じて教育委員会に報告します。

学校で「重大事態」と判断されたいじめは、すぐに教育委員会に報告し、調査機関を設立します。

①学校を調査主体とする場合～教育委員会の指導・支援のもと、事実関係の調査を行い、報告、必要な措置を行う

②教育委員会が調査主体となる場合～委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

◇【参考】いじめ防止対策推進法に示された「重大事態」

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）

・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（２）関係機関及び、専門家との連携

必要に応じ、教育委員会を通じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用等、関係機関及び、専門家と連携して指導に当たります。